

子ども・子育て支援新制度



本日の予定

1. 子ども・子育て支援新制度について
2. 質疑応答

(全体で1時間30分を予定)



子ども・子育て支援新制度

?



Q1. 新制度の内容は？

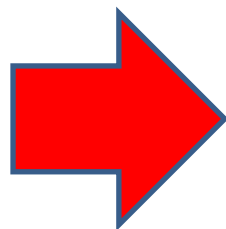
A1. 次の3つの取り組みが進められます。

- | |
|--------------------------|
| ① 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供 |
| ② 保育の量的拡大・確保 |
| ③ 地域の子ども・子育て支援の充実 |

①質の高い幼児期の学校教育・ 保育の総合的な提供



認定こども園
の普及



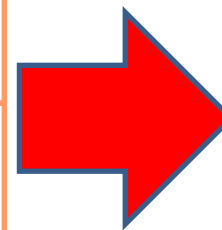
幼児教育と保育
を一体的に提供

②保育の量的拡大・確保



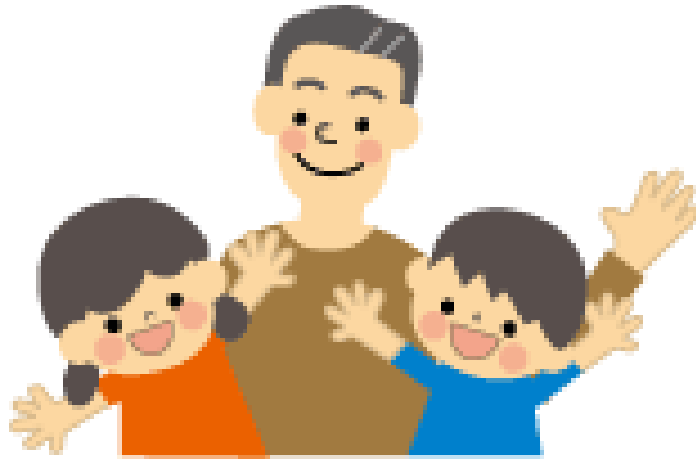
施設整備等の促進

保育ママ（家庭的保育）
などに対する新たな
財政支援



**待機児童
解消！**

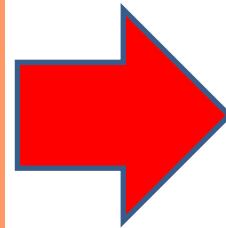
③地域の子ども・子育て支援の充実



放課後児童クラブの増加
(小学校6年生まで拡大)

一時預かりの増加

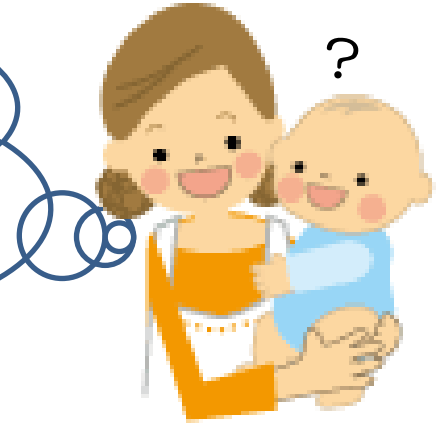
地域子育て拠点づくり



**多様な
サービス
充実！**

子ども・子育て支援新制度

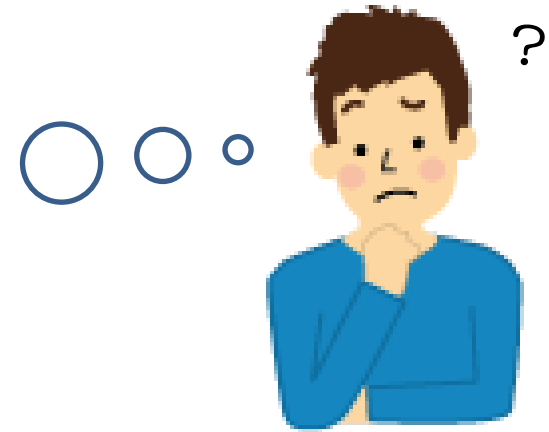
**Q2. 大磯町はどのように
対応していくの？**



A2. 子ども・子育てのニーズを把握するとともに、子育て中の皆さんや子育て支援に携わっている方の意見を伺い、事業計画を策定します。

子ども・子育て支援新制度

Q3. いつから
スタートするの？



A3. 平成27年度に本格的スタートします。

24年度	子ども・子育て関連3法成立
25年度	子ども・子育て会議設置（具体的検討）
26年度	子ども・子育て支援事業計画策定 認定準備
27年度	本格スタート

子ども・子育て支援新制度

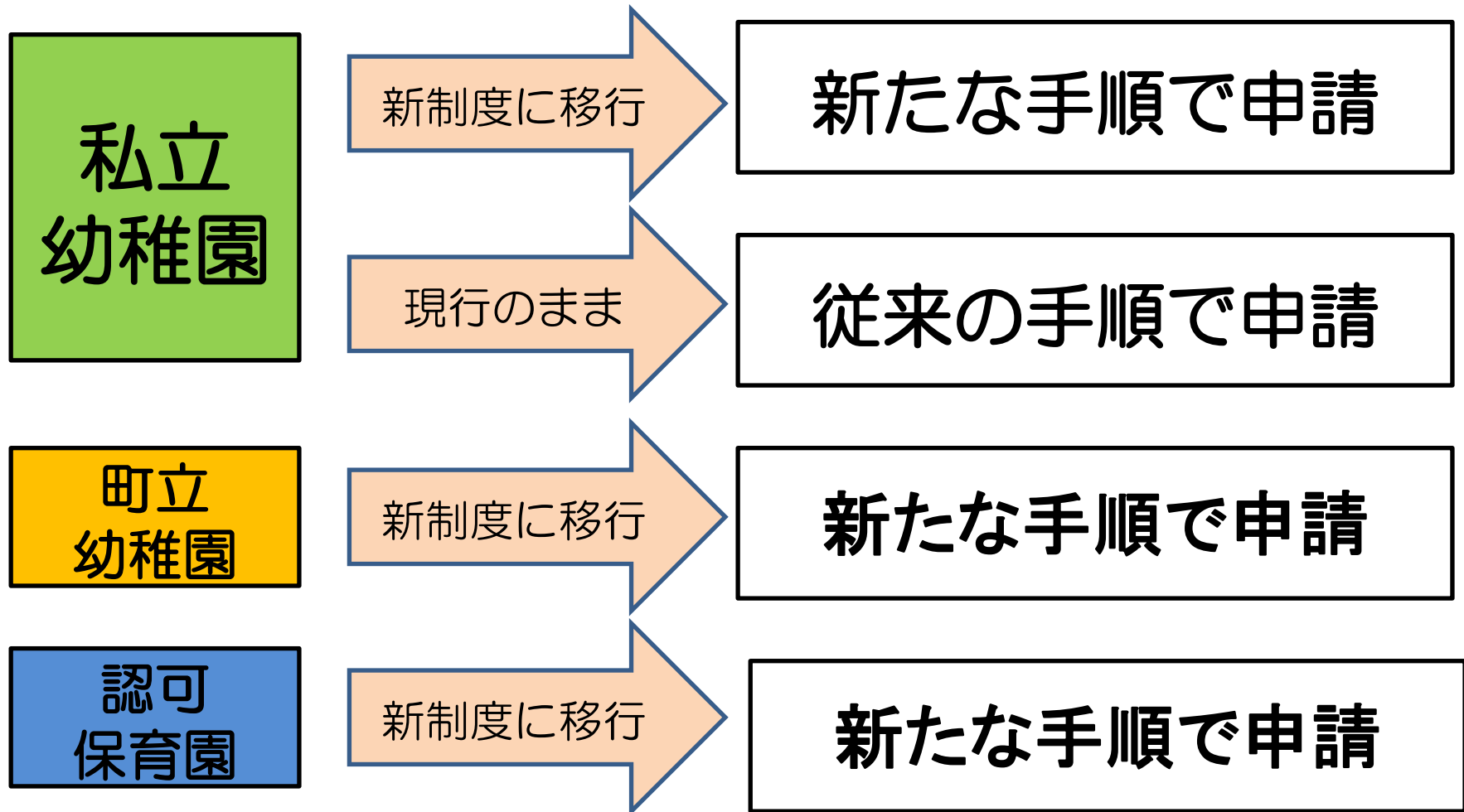
**Q4. 今ある幼稚園や
保育園はどうなるの？**



A4. 継続しますが、手続き方法が変わります。また、幼稚園の中には手続きが変わらない園もあります。

子ども・子育て支援新制度

手続き方法について



子ども・子育て支援新制度

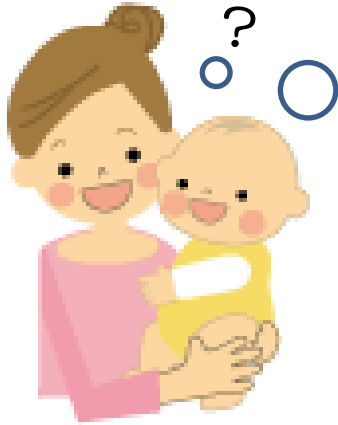
**Q5. 利用のための
「認定」って？**



A5. 認定区分に応じて、利用先が決まります。

1号認定	満3歳以上で、教育を希望する場合
2号認定	満3歳以上で、保育を希望する場合
3号認定	満3歳未満で、保育を希望する場合

子ども・子育て支援新制度



**Q6. 利用料金は
どうなるの？**

A6. 保育料などは、現行制度の水準や、保護者の所得に応じて、国が定めた基準を上限として、町が定めます。

子ども・子育て支援新制度

国の保育料のイメージ（幼稚園）

階層区分	保育料上減額
①生活保護世帯	0円
②市町村民税非課税世帯	9,100円
③市町村民税所得割税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税所得割税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税所得割税額 211,200円以上	25,700円

国の保育料のイメージ（保育園等）

階層区分	3歳以上（標準）	3歳以上（短時間）
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	6,000円	6,000円
③所得割課税額 48,600円未満	16,500円	16,300円
④所得割課税額 97,000円未満	27,000円	26,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	41,500円	40,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	58,000円	57,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	77,000円	75,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	101,000円	99,400円

国の保育料のイメージ（保育園等）

階層区分	3歳未満（標準）	3歳未満（短時間）
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	9,000円	9,000円
③所得割課税額 48,600円未満	19,500円	19,300円
④所得割課税額 97,000円未満	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	104,000円	102,400円

新制度の利用の流れ



～幼稚園を利用される方～





新入園児の場合



願書配布
10月15日
～

①幼稚園に直接
利用申し込み
(11月4日～
11月11日)

②幼稚園から
入園の内定
(11月下旬)
* 認定申請書を受け
取る

③幼稚園を通じて
利用のための認定を
申請(12月上旬)

④幼稚園を通じて
町が認定証を交付
(12月下旬～
1月中旬)

幼稚園と利用契約
を結ぶ。
【幼稚園入園】





在園児の場合



①幼稚園から認定
申請書が配布
される
(11月頃)

②①の認定申請書を
幼稚園に提出

③幼稚園を通じて町が認定証
を交付
(12月下旬～1月中旬)

幼稚園と利用契約
を結ぶ。



現行制度のまま運営する 幼稚園を利用する場合

私学助成

新入園児

願書配布
10月15日
～

願書提出
11月1日～

内定後入園
手続きをする

認定証の
発行はあ
りません

現行と同様です。

在園児

認定を受ける必要
はありません
認定証の発行はあ
りません



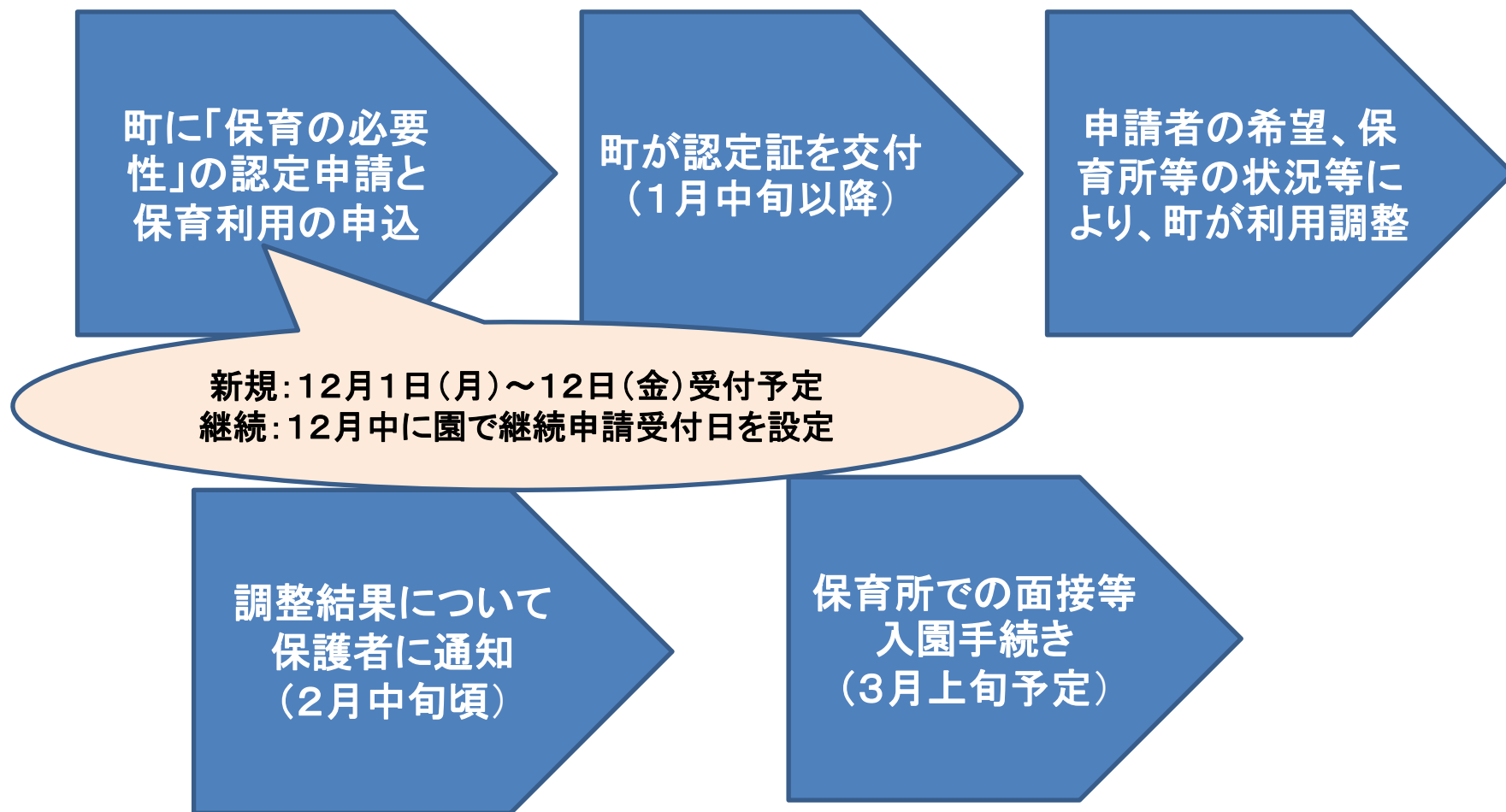
新制度の利用の流れ



～保育園を利用される方～



保育所利用(2・3号認定)手続きの流れ



認定にはどんな種類があるの？

保育所利用のための認定は、4種類

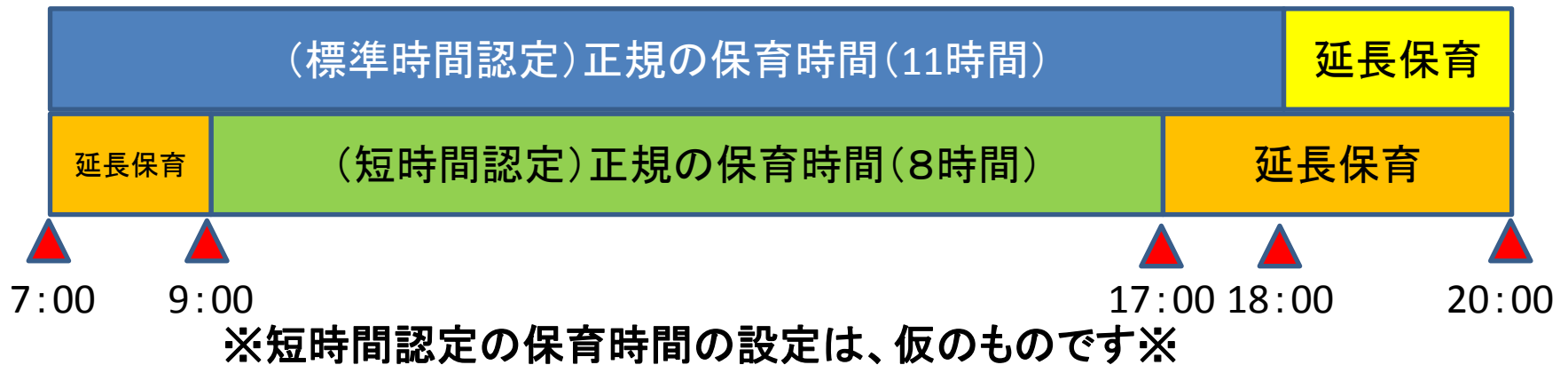
- ・2号認定(標準時間利用)
- ・2号認定(短時間利用)
- ・3号認定(標準時間利用)
- ・3号認定(短時間利用)



- ・2号認定は3歳児以上、3号認定は0～2歳児
- ・就労時間等により、短時間と標準時間の利用に分かれる

認定によって何が違うの？

標準利用と短時間時間利用の違い 保育時間(例)



○延長保育料の設定時間が異なります

○月々の保育料の設定が異なります

《新制度の開始により…》

1. 幼児期の教育・保育の総合的な提供や、地域の子ども・子育て支援の充実を図ります。
2. 給付制度が導入されることにより、「認定」の必要があります。
3. 今後、国基準に基づき、保育料が変更されていく予定です。